



2025 年 8 月

ご投資家の皆様へ

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

2025 年 5 月～6 月の議決権行使結果およびスチュワードシップ活動の概況について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、当社運用の投資信託が保有する株式等（REIT 含む）につきまして、2025 年 5 月から 6 月に開催された株主総会における議決権行使指図の結果を取りまとめましたのでご案内いたします。

上記期間に開催された株主総会のうち当社投資先企業数は 1,100 社で、すべての保有株式等について議決権を行使しました。議案件数は 11,962 件となっており、そのうち 1,839 件については反対行使をしました。反対行使を行った主な議案は、取締役・監査役の選解任に係る議案、役員報酬に係る議案、買収防衛策に係る議案および株主提案に係る議案となっております。

議決権行使結果の詳細は、別紙 1 のとおりとなっております。個別議案ごとの議決権行使結果は、当社ホームページ (<https://www.skam.co.jp/company/stewardship/guideline/>) で開示しておりますので、ご参照ください。

当社は、2014 年 5 月に「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の趣旨に賛同し、これを受け入れることを表明しており、また、2021 年 11 月に PRI（国連責任投資原則）に署名しております。昨年度の活動内容および自己評価は、別紙 2 のとおりとなっております。

今後とも、スチュワードシップ活動を通じて、中長期的な視点から、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、お客さまの中長期的な利益向上を実現できるよう努めてまいります。

【議案別議決権行使状況】
(2025 年 5 月～6 月開催の株主総会)

1. 会社提案議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

		賛成 (A)	反対 (B)	棄権 (C)	白紙委任 (D)	反対棄権等合計 (E) (B+C)	議案数合計 (F) (A+B+C+D)	反対等行使比率 (E/F) %
会社機関に関する議案	取締役の選解任 (※1)	7,029	1,284	0	0	1,284	8,313	15.4%
	監査役の選解任 (※1)	1,655	204	0	0	204	1,859	11.0%
	会計監査人の選解任	16	2	0	0	2	18	11.1%
役員報酬に関する議案	役員報酬 (※2)	430	43	0	0	43	473	9.1%
	退任役員の退職慰労金の支給	15	4	0	0	4	19	21.1%
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	695	11	0	0	11	706	1.6%
	組織再編関連 (※3)	9	0	0	0	0	9	0.0%
	買収防衛策の導入・更新・廃止	0	22	0	0	22	22	100.0%
	その他資本政策に関する議案 (※4)	20	0	0	0	0	20	0.0%
定款に関する議案		221	3	0	0	3	224	1.3%
その他の議案		1	0	0	0	0	1	0.0%
合計		10,091	1,573	0	0	1,573	11,664	13.5%

※1・・・原則的に子議案（候補者）ごとの賛否等の件数を集計

※2・・・役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

※3・・・合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

※4・・・自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

2. 株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

	賛成 (A)	反対 (B)	棄権 (C)	白紙委任 (D)	議案数合計 (E) (A+B+C+D)	賛成行使比率 (A/E) %
合計	32	266	0	0	298	10.7%

以 上

【2024年度のステュワードシップ活動の概況および自己評価】

原則1：機関投資家は、ステュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、お客さまから委託された資金を運用し、お客さまの利益向上を目指す運用会社として、受託者責任を遂行することを第一義と考えております。

当社は、受託者責任を果たすために、投資先企業の経営状況を的確に把握し、ESG（環境・社会・ガバナンス）要素を含む中長期的な持続可能性（サステナビリティ）を考慮した分析、評価の実施や建設的な「目的を持った対話」に努めました。また、議決権行使においては、原則として「議決権行使の判断基準」に基づき、すべての保有株式について議決権を行使しました。

これらの活動を通じて、中長期的な視点から、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、お客さまの中長期的な利益向上を実現できるように行動していることから、当該原則について適切に対応していると評価しております。

原則2：機関投資家は、ステュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、当社または信金中央金庫のグループ会社とお客さまの間、ならびに当社のお客さま相互間における取引等に関し、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引等を適切に管理し、お客さまに安心して当社のファンドをご利用いただけるよう、「利益相反管理方針」を定め、ホームページ（<https://www.skam.co.jp/company/stewardship/coi/>）で公表しております。

当社は、議決権行使の判断にあたっては、原則として「議決権行使の判断基準」に基づいて行うとともに、利益相反管理が必要な企業の管理方法を定めて、適切に管理を行っております。また、投資判断についても、社内規程により管理態勢を整備しております。利益相反が生じる場合は、「利益相反管理方針」に従い、お客さまの利益を最優先するべく行動していることから、当該原則について適切に対応していると評価しております。

原則3：機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてステュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当社は、投資判断を行う運用担当者による財務情報の分析に加えて、ESGを含めた非財務

情報の収集および分析を行うとともに、企業への取材等を継続的に実施することで、投資先企業の状況を的確に把握するよう行動していることなどから、当該原則について適切に対応していると評価しております。

特にアクティブファンドについては、運用戦略との整合性がとれる範囲において ESG 要素を考慮した投資プロセスを導入しており、中長期的なパフォーマンスの向上に資することを目指しております。

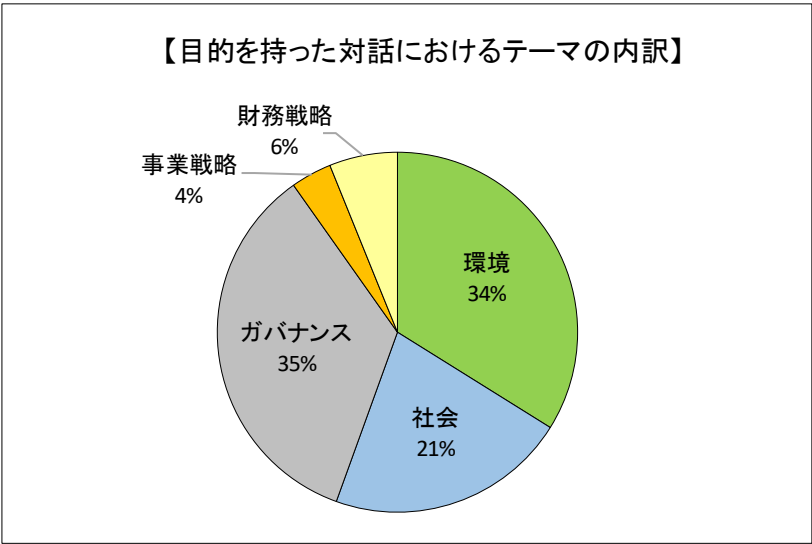
本年度は、以下のとおり決算発表やその他の機会を通じて、投資先企業および投資候補先企業の経営陣や IR 部門などの担当者と個別対話等の場を持ちました。なお、「目的を持った対話」については、パッシブファンドにおける投資先企業のうち、ESG に関する評価が相対的に低い企業に対して重点的に取り組んでおります。

企業との対話状況（2024年度）

形態	件数（件）
個別対話	230
目的を持った対話	127
IRのみを対象とした対話	103
説明会等	183
施設見学等	16
合計	429

原則 4：機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当社は、受託者責任を果たすために、サステナビリティを考慮し、中長期的な視点から投資先企業の企業価値および資本効率を高め、持続的成長を促すことを目的とした対話を当該企業と建設的に行うことを通じて、課題等に係る認識の共有化を図るよう行動しております。



投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、企業価値が毀損されるおそれがあると考えられる場合には、当該企業と課題等について、さらなる認識の共有化を図るとともに、改善に向けた取組みを促すよう行動しております。本年度は、気候変動関連、ダイバーシティ、資本政策および政策保有株式などのテーマに関して、投資先企業の経営陣や担当者との対話を行いました。

当社は、投資先企業の公表された情報をもとに、当該企業との対話を行います。万が一、未公表の重要事項を受領した場合は、インサイダー情報として社内規程に基づいて適切な情報管理を実施しております。以上のことから、当該原則について適切に対応していると評価しております。

〔本年度における対話例〕

対象企業	対話テーマ	対話内容等
A社（食料品）	資本政策	投資先企業と資本政策に関する対話を行いました。同社では内部留保の増加により、自己資本比率が相対的に高い水準で推移していることなどから、配当や自社株買いの考え方について議論しました。同社から、配当性向の引上げについては、すでに実施しているものの、自社株買いを含めた株主還元の方針については、課題として社内で検討したいという説明がありました。今後も同社のバランスシートの状況等についてフォローしていく方針です。
B社（倉庫・運輸関連業）	政策保有株式	投資先企業と政策保有株式の縮減に関する対話を行いました。同社では、政策保有株式に係る売却基準および長期的な数値目標を定めていましたが、同社の当該株式の金額は、バランスシートの規模との比較において過大な水準であったことから、売却ペースのさらなる向上について議論しました。同社からは、当該株式の売却ペースについては課題として検討したいという説明がありました。今後も同社と政策保有株式に関する対話を行う方針です。
C社（輸送用機器）	人的資本	従業員エンゲージメントのスコアが低下している投資先企業と従業員エンゲージメントに係る対話を行いました。同社からは、当該スコアの低下要因に係る分析内容のほか、当該スコア改善のための対応策として、経営陣が従業員と経営方針に関する対話を行っていることや、業務改善に向けた各種取組みを行っていることなどについて説明がありました。引き続き同社と従業員エンゲージメントのスコアの状況等について対話を行う方針です。
D社（情報・通信業）	女性活躍推進	投資先企業と女性活躍推進に係る取組みについて対話を行いました。同社では女性管理職比率の中期目標を設定していますが、現状の数値とのかい離がみられたことなどから、同社の取組状況について議論しました。女性管理職候補者の育成を目的とした各種研修など複数の施策を実施した結果、女性管理職の候補者数が増加している点を今回の対話において確認できました。今後も同社の女性管理職比率の推移についてフォローしていく方針です。
E投資法人（REIT）	気候変動関連	投資先の投資法人と気候変動に関する開示について対話を行いました。同投資法人の温室効果ガス排出量については、Scope3のデータが開示されていないなど、開示内容が十分でなかったことから、当該開示に関する議論をしました。今回の対話の中で、同投資法人から温室効果ガス排出量データの把握向上に向けた前向きな発言もありました。気候変動に関する開示の充実化に向けて、今後も当該開示状況をフォローしていく方針です。

原則 5：機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当社は、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長に資するよう、原則として「議決権行使の判断基準」に基づき、本年度はすべての保有株式について議決権を行使しました。

議決権行使結果については、議案の主な内容ごとの集計結果および個別議案ごとの議決権行使結果をホームページ (<https://www.skam.co.jp/company/stewardship/guideline/>) において公表しました。個別議案ごとの議決権行使結果の開示については、四半期ごとに実施しており、投資先企業との対話等に資するものと考えております。

本年度も、投資先企業の企業価値の向上に資することを目的として、「議決権行使の判断基準」の見直しを実施しております。主な具体例としては、ROE 基準および株主還元基準で用いる ROE の数値を原則 6% (従来は 5%) へ変更したほか、政策保有株式基準については、同基準に抵触となる政策保有株式の金額を純資産対比 20% (従来は総資産対比 10%) へ変更しました。また、新たに株価基準を設定し、2 期連続で PBR1 倍未満の企業 (プライム市場・スタンダード市場) において、東京証券取引所が要請する「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に係る開示を決算日時点で行っていない場合は、原則として代表取締役候補者の選任議案に反対することとしました。

REIT については、著しく投資主の利益を毀損したと判断される投資法人や、純資産価値に対して株価が著しく低迷している投資法人において、投資主利益の向上に資する対策を行っていないと判断される場合、原則として執行役員および監督役員の再任議案に反対することとしました。

議案については形式的な判断にとどまるのではなく、必要に応じて一部の企業とは議決権行使の議案に係る個別の対話を行い、その結果を一部の議案の賛否に反映させていることなどから、当該原則について適切に対応していると評価しております。当社では議決権行使の賛否判断において、「議決権行使の判断基準」とは異なる判断を行う場合や、議案内容を個別に検討する必要がある場合は、議決権行使検討会議において指図方針を検討・策定することとしております。

なお、議決権行使助言会社のサービスについては、現在、当社では利用しておりません。

原則 6：機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当社は、議決権行使結果、「議決権行使の判断基準」およびスチュワードシップ活動の概況について、ホームページ (<https://www.skam.co.jp/company/stewardship/guideline/>)

で定期的に公表していることから、当該原則について適切に対応していると評価しております。

原則7：機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当社は、本コードの趣旨に則り、投資先企業の持続的成長に資するスチュワードシップ活動を適切に行えるよう、運用企画部において「責任投資推進室」を設置し、スチュワードシップ活動に係る企画立案および推進等を行う担当部署として位置付けております。

本年度の企業との対話においては、当面の業績動向だけではなく、中期経営計画の方針や計画を達成するための具体策および長期的な成長戦略や株主還元策など、株主価値を向上させるための方策や効率的な資本政策について議論しました。また、ESG 関連のセミナーおよび勉強会に出席したほか、投資先企業の工場見学や REIT の物件見学を行うことなどにより、投資先企業の状況把握に努めました。

当社は、投資先企業とサステナビリティの考慮に基づいた対話を行うために、投資先企業や事業環境等に関する理解を深め、スチュワードシップ責任を果たすための実力を高めていくよう行動していることから、当該原則について適切に対応していると評価しております。

当社は、本コードの各原則の実施状況に係る自己評価を定期的に行うとともに、自己評価の結果をスチュワードシップ活動の報告とあわせてホームページで公表しております。

以 上